



座間市  
ZAMA CITY

ひと・まちが輝き 未来へつなぐ

令和6年座間市議会第2回定例会（6月）

# 概要資料

付議案件

補正予算 [1件]、条例 [2件]、専決処分の承認（条例） [2件]、協議 [1件]、  
市道認定 [1件]、報告 [9件]

令和6年座間市議会第2回（6月）定例会提出議案等一覧表

令和6年5月31日提出

No.	議案等番号	件名	ページ
1	議案第29号	専決処分の承認について（座間市市税条例の一部を改正する条例）	1
2	議案第30号	専決処分の承認について（座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	2
3	議案第31号	令和6年度座間市一般会計補正予算（第1号）	3
4	議案第32号	座間市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	5
5	議案第33号	座間市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例	6
6	議案第34号	海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会を設置する地方公共団体の数の増加及び海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について	7
7	議案第35号	市道の路線の認定について	9
8	報告第3号	令和5年度座間市一般会計繰越明許費繰越計算書について	10
9	報告第4号	令和5年度座間市水道事業会計予算繰越計算書について	10
10	報告第5号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	11
11	報告第6号	専決処分の報告について（和解について）	12
12	報告第7号	専決処分の報告について（座間市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）	13
13	報告第8号	専決処分の報告について（座間市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例）	14
14	報告第9号	専決処分の報告について（座間市市営住宅条例の一部を改正する条例）	15
15	報告第10号	専決処分の報告について（座間市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）	16
16	報告第11号	専決処分の報告について（座間市水道事業給水条例及び座間市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例）	17

## 議案第 29 号

## 専決処分の承認について（座間市市税条例の一部を改正する条例）

## ● 専決処分日

令和6年3月30日

## ● 改正の概要

地方税法の一部改正に伴い、用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例期間の延長、特定バイオマス発電設備等に対して課する固定資産税等の課税標準の特例割合の規定及び条項の移動等に伴う所要の改正を行ったものです。

## ● 改正の内容

## (1) 用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例期間の延長

用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例期間 令和6年度から令和8年度まで

## (2) 固定資産税等の課税標準の特例

ア 地方税法附則第15条第25項第2号に規定する特定バイオマス発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合 7分の6

イ 地方税法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例割合 2分の1

## (3) 条文の整備

本条例において引用している条項の移動等に伴う条文の整備

## ● 施行期日

令和6年4月1日

問合せ先：市税総務課長 吉野 046-252-8094

## 議案第30号

専決処分の承認について（座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

## ● 専決処分日

令和6年3月30日

## ● 改正の概要

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額対象となる所得の基準を改正したものです。

## ● 改正の内容

国民健康保険税の減額対象となる所得の基準を次のように引上げ

	改正前	改正後
5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額	<u>29万円</u>	<u>29万5,000円</u>
2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額	<u>53万5,000円</u>	<u>54万5,000円</u>

## ● 施行期日

令和6年4月1日

問合せ先：保険年金課長 上野 046-252-7064

## 議案第 31 号

## 令和6年度座間市一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額： 227,785千円

補正後予算額： 46,617,399千円

## ● 主な内容

- ・民間保育所の保育士等を対象に給付金を給付します。
- ・新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種を実施します。
- ・旧ちぐさ保育園の解体工事に着手します。

## ● 補正額の内訳

## 歳入

・新型コロナウイルス感染症予防接種助成金	127,820千円
・市有地売払収入	14,593千円
・保育対策総合支援事業費補助金（民間保育所助成事業）	▲45,867千円
	ほか

## 歳出

## 共に学び、健やかに育つまちづくり

・保育士給付金給付事業費	42,000千円
・民間保育所整備助成事業費	▲51,600千円

## 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

・防災情報設備管理運営事業費	6,083千円
----------------	---------

## 健康に暮らせるまちづくり

・予防接種事業費	216,915千円
----------	-----------

## 持続可能な行財政運営

・ファシリティマネジメント推進事業費	9,300千円
	ほか

## ● その他

- ・繰越明許費の設定
- ・地方債の変更

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

## 主な事業

<新規>

### 保育士給付金給付事業費

4, 200万円

民間保育所の保育士等を対象に給付金を給付します。

対 象 民間の認可保育所に勤務する保育士等  
(対象者及び給付条件の詳細は、要綱で規定)

給付額 1か月当たり10,000円

問合せ先：保育・幼稚園課長 田崎 046-252-8237

## 議案第 32 号

### 座間市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 改正の概要

公共下水道の事業計画の変更に伴い、所要の改正を行います。

- 改正の内容

	現行	改正後
計画区域面積	1,281.40ha	1,315.92ha
計画処理人口	12万3,532人	12万800人
1日最大汚水量	5万2,080m <sup>3</sup>	5万1,069m <sup>3</sup>

- 施行期日

公布の日

問合せ先：経営総務課長 郡司 046-252-7182

## 議案第 33 号

### 座間市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

#### ● 改正の概要

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について所要の改正を行います。

#### ● 改正の内容

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直し

主な内容	現行	改正内容
実務経験	水道に関する実務経験のみ対象	布設工事監督者の要件として下水道等に関する実務経験を含めます。
学歴及び学科要件	土木工学科(土木科)のみ考慮	土木工学科(土木科)以外の課程を追加します。
国家資格(技術士:上下水道部門)	布設工事監督者のみ要件	水道技術管理者の要件としても追加します。
国家資格(1級土木施工管理技士)	規定なし	新たに要件として追加します。

#### ● 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先：水道施設課長 田川 046-252-7189

## 議案第34号

海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会を設置する地方公共団体の数の増加及び海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について

## ● 協議の概要

海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会に新たに大和市を加え、及び住居表示の実施に伴い事務所の位置の表示を変更するため、同協議会規約の変更をします。

## ● 協議の主な内容

	現行	変更後
協議会の名称	海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会	県央東部消防通信指令事務協議会
協議会を設ける市	海老名市、座間市及び綾瀬市	大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市
協議会の事務所	海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター内 (海老名市柏ヶ谷1047番地3)	県央東部消防指令センター内 (海老名市柏ヶ谷二丁目1047番地3 ※海老名市柏ヶ谷地区の住居表示実施後)
協議会の組織	会長、副会長2人及び委員6人以内	会長1人、副会長3人及び委員8人以内
会長及び副会長	関係市の消防長の職にある者のうちから、関係市の長が協議により定めたものをもって充てる。	(1) 会長は、海老名市消防長の職にある者をもって充てる。 (2) 副会長は、大和市、座間市及び綾瀬市の消防長の職にある者をもって充てる。
会議の招集	会長は、副会長及び委員の総数の3分の1以上の者が書面で会議に付議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。	会長は、副会長及び委員の総数の4分の1以上の者が書面で会議に付議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

- 施行期日

令和6年7月1日。ただし、協議会の事務所の位置の変更は、海老名市柏ヶ谷地区の住居表示の実施日から施行する。

問合せ先：消防総務課長 遠藤 046-256-2211

## 議案第 35 号

## 市道の路線の認定について

## ● 認定

路線名	起 点 終 点	
相模が丘223号線	相模が丘三丁目655番6地先 相模が丘三丁目655番27地先	寄附によるもの
相模が丘224号線	相模が丘三丁目655番5地先 相模が丘三丁目658番11地先	寄附によるもの
ひばりが丘191号線	ひばりが丘五丁目810番139地先 ひばりが丘五丁目810番133地先	開発行為によるもの
東原83号線	東原一丁目5942番8地先 東原一丁目5942番4地先	開発行為によるもの
東原84号線	東原一丁目5957番1地先 東原一丁目5960番6地先	開発行為によるもの
南栗原165号線	南栗原六丁目4497番5地先 南栗原六丁目4497番10地先	開発行為によるもの

問合せ先：道路課長 春山 046-252-8243

## 報告第3号

## 令和5年度座間市一般会計繰越明許費繰越計算書について

## ● 概要

繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和5年度から令和6年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。

## ● 該当事業費及び翌年度繰越額

物価高騰対応生活支援特別給付金給付事業費 ほか13事業費  
19億1,065万7千円

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

## 報告第4号

## 令和5年度座間市水道事業会計予算繰越計算書について

## ● 概要

令和5年度から令和6年度に予算を繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越額の使用に関する計画について報告をするものです。

## ● 該当事業費及び翌年度繰越額

市道四ツ谷28号線ほか配水管布設替工事  
3,756万5千円

問合せ先：経営総務課長 郡司 046-252-7182

## 報告第5号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

- 専決処分日

令和6年3月26日

- 事故の概要

令和6年3月7日午前9時45分頃、座間市相模が丘三丁目10番14号において、ごみ収集車がごみ集積所付近に停車しようとしたところ、相手方（座間市相模が丘三丁目在住・30代男性）敷地内に駐車中の相手方車両に接触し、破損させたものです。

- 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し4万1,632円を支払う。

問合せ先：クリーンセンター長 平野 046-252-8724

## 報告第6号

## 専決処分の報告について（和解について）

## ● 専決処分日

令和6年3月29日

## ● 事案の概要

令和5年10月20日に学校給食物資の納品業者である相手方（株式会社寿食品）から市に対し今後の納品が不能である旨の連絡及び同年11月15日に相手方から産地偽装の不正行為が座間市に対してあったとする旨の通知がありました。市は、令和5年10月31日に請求のあった令和5年10月納入分の代金について支払を留保したものです。（以下「本件」という。）

## ● 和解の要旨

- (1) 相手方は、市に対し、本件により市に多大な迷惑をかけたことを深く謝罪する。
- (2) 相手方は、市に対し、令和6年3月21日時点で、本件に関する不法行為及び債務不履行に基づく損害賠償債務として、少なくとも83万5,194円の支払義務があることを認める。
- (3) 市及び相手方は、市が、令和6年3月21日、相手方に対し、令和6年3月18日付け通知により、市が相手方に対して有する前号の損害賠償請求権と相手方が市に対して有する令和5年10月納入分の豚肉及び鶏肉の代金請求権83万5,194円とを、対当額で相殺したことを確認する。
- (4) 市は、相手方に対し、前号の相殺後の相手方の市に対する損害賠償債務の残額の支払を免除する。
- (5) 市及び相手方は、本件に関し、(1)から(4)までに掲げるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

問合せ先：保健給食担当課長 小林 046-252-8011

## 報告第7号

専決処分の報告について（座間市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）

## ● 専決処分日

令和6年3月29日

## ● 改正の概要

国立大学法人法の一部改正に伴う条文の整理

## ● 改正の内容

	改正前	改正後
条項の移動	国立大学法人法第35条	国立大学法人法第35条の2

## ● 施行期日

令和6年4月1日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

## 報告第8号

専決処分の報告について（座間市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例）

## ● 専決処分日

令和6年3月29日

## ● 改正の概要

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う条文の整理

## ● 改正の内容

	改正前	改正後
条項の移動	児童福祉法 第6条の2の2第4項 第6条の2の2第7項	児童福祉法 第6条の2の2第3項 第6条の2の2第6項
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第5項

## ● 施行期日

令和6年4月1日

問合せ先：障がい福祉課長 佐々木 046-252-7143

## 報告第 9 号

## 専決処分の報告について（座間市市営住宅条例の一部を改正する条例）

## ● 専決処分日

令和6年3月29日

## ● 改正の概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う条文の整理

## ● 改正の内容

	改正前	改正後
条項の移動	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第10条第1項	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第10条第1項又は第10条の2

## ● 施行期日

令和6年4月1日

問合せ先：都市整備課長 本多 046-252-7248

## 報告第 10号

専決処分の報告について（座間市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

## ● 専決処分日

令和6年3月29日

## ● 改正の概要

地方自治法の一部改正に伴う条文の整理

## ● 改正の内容

	改正前	改正後
条項の移動	地方自治法 第243条の2第8項	地方自治法 第243条の2の8第8項

## ● 施行期日

令和6年4月1日

問合せ先：経営総務課長 郡司 046-252-7182

## 報告第 11 号

専決処分<sup>1</sup>の報告について（座間市水道事業給水条例及び座間市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例）

## ● 専決処分日

令和6年3月29日

## ● 改正の概要

水道法及び水道法施行規則の一部改正に伴う条文の整理

## ● 改正の内容

## (1) 座間市水道事業給水条例の一部改正

	改正前	改正後
省令の引用整理	水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更	水道法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更

## (2) 座間市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正

	改正前	改正後
所管大臣の引用整理	厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習	国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習

## ● 施行期日

令和6年4月1日

問合せ先：経営総務課長 郡司 046-252-7182